

二、福島県海浜青年の家

開所について

次代をになう青少年の健全な育成をはかるためには、まず青少年のための各種の研修や活動の拠点となる青少年教育施設の設置と整備充実が急務である。それら青少年のための社会教育施設としては現在、青年の家・児童文化センター・少年自然の家などがあるが、本県としては、それらの絶対数は極めて少なく、それら施設の設置促進が強く望まれていたが、去る四月一日、県立自然公園松川地区に県立海浜青年の家が開所した。

以下その概要について紹介し、今後広く青少年活動に大いに活用されることを期待する。

(1) 設置の目的

海浜青年の家は、青少年に、恵まれた自然環境のなかで、規律ある集団宿泊研修活動を通して協同・友愛・奉仕の精神を体験的に会得させ、心身ともに健全な青少年を育成しようとするための社会教育施設である。

(2) 環境と施設等の概要

① 環境

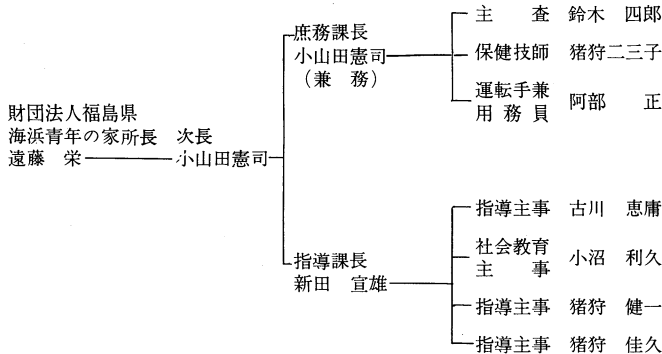
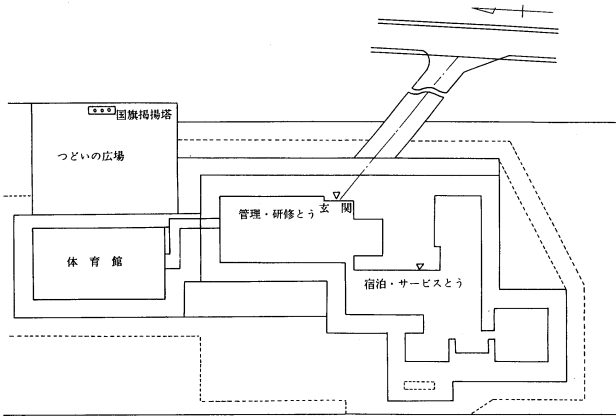
国鉄常磐線相馬駅より約八キロメートル東方で、県立松川自然公園内にあり、東側が太平洋、西側が松川浦に臨んだ半島状のなかに位置する。松川浦は、浜通り北部に残る唯一の入江で、のり・かきの養殖のほか潮干狩りやキャンプ等レクリエーシ

ンの場にもなっている。
また、附近は、変化に富んだ海岸地形、豊富な文化財、多種にわたる動・植物等があり野外研修活動に適している。

② 施設の概要

- イ、所在地 福島県相馬市磯部字大洲三十八番地の三
- ロ、敷地面積 二十万平方メートル
- ハ、建物面積 三千四百七十三・一九七平方メートル
- 建物
 - 管理・研修とう 九百九十一・三二〇平方メートル

「海浜青年の家」施設配置図



宿泊とう 千六百九十四・五
八〇平方メートル
体育館 七百八十七・三〇七
平方メートル(昭和五十年秋完成
予定)
○ 野外炊事場(昭和五十一年
整備の予定)
バンガロー(同)
キャンプ場(同)
運動場(同)
ニ、利用者収容人員 二百名(一
室八名)
ホ、事業開始 昭和五十年七月一
日

(3) 「海浜青年の家」の利用

① 利用の範囲

おおむね五人以上の団体で、二十四時間以上滞在する研修計画をもち責任者が明確である次のものが使用できる。

- ア、勤労青少年および在学青少年
- イ、青少年団体等の社会教育関係団体
- ウ、青少年の育成、指導関係者
- エ、その他所長が認めたもの

② 利用の手続き

ア、利用したい日の一か月前までに、海浜青年の家所長あて「海浜青年の家使用許可申請書」を提出する。

イ、利用の許可は、海浜青年の家所長が申請者に対して「海浜青年の家使用許可書」を交付する。
ウ、在学青少年の場合は、所属学校長が「海浜青年の家」で研修活動することを許可する旨の証明書を添付する。

エ、「海浜青年の家使用許可申請書」は、海浜青年の家、県教育庁社会教育課および各教育事務所に備えてあるので所要事項を記入のうえ「海浜青年の家」あて提出する。所在地等は次のとおりである。

- 海浜青年の家
相馬市磯部字大洲三八一三
T F L (0473) 61-5311
- 県教育庁社会教育課